**平成２２年（フ）第９９号**
茨城県古河市旭町１丁目17番21号　ペットマンションあかやま208号室、前住所茨城県古河市新久田131番地58
債務者　齊藤　正雄
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２２年（フ）第１００号**
茨城県古河市旭町１丁目17番21号　ペットマンションあかやま208号室、前住所茨城県古河市新久田131番地58
債務者　齊藤みち子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２２年（フ）第３７号**
千葉県木更津市請西南４丁目34番地１　グランドステージＣ103
債務者　髙橋　友司
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２２年（フ）第３８号**
千葉県木更津市請西南４丁目34番地１　グランドステージＣ103
債務者　髙橋　良浩
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２２年（フ）第６１号**
千葉県木更津市本郷１丁目８番25号　斉藤アパート
債務者　小平　賢朗
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２２年（フ）第２０９号**
神奈川県秦野市本町２丁目７番10号　北見荘11号
債務者　平石　洋
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第２１３号**
神奈川県厚木市愛名940－21　ハイツ大上101、住民票上の住所神奈川県厚木市関口164番地３
債務者　筧田さよ子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第２１５号**
神奈川県愛甲郡愛川町半原4514番地の５
債務者　守屋美保子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第２１８号**
神奈川県厚木市及川１丁目１番６－103号
債務者　齋藤　　薫（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第２２４号**
神奈川県厚木市飯山3028番地３
債務者　加藤　泰子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第２４３号**
神奈川県秦野市西大竹361番地　石井荘201号
債務者　松本　　稔
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第２５０号**
神奈川県平塚市寺田縄207番地の４　藤ハイツ202号
債務者　白田　富美
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第２５４号**
神奈川県厚木市松枝１丁目９番３号
債務者　北村　朋子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第２７１号**
神奈川県平塚市北金目１丁目10番32号
債務者　三上　武治
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３０８号**
神奈川県小田原市蓮正寺801番地　ハートハイツ101号室
債務者　若林　道夫
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３４号**
新潟県阿賀野市大室2139番地809
債務者　本間　政廣
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第１００号**
金沢市入江１丁目471番地
債務者　大倉日出子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所